第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 人口減少、少子化、高齢化の進行

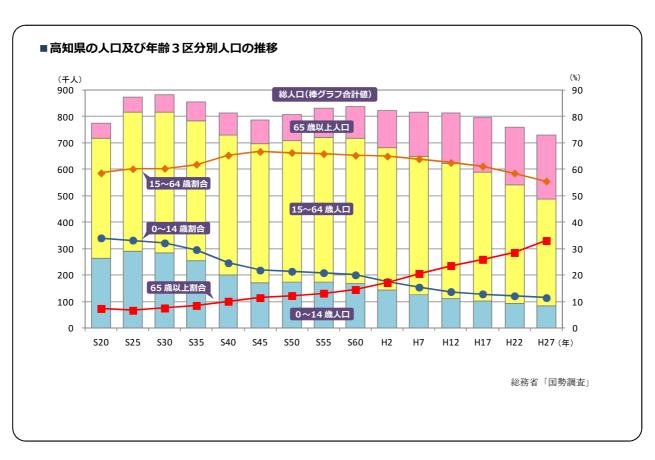
本県の人口は、1956 年(昭和31年)の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、1970年(昭和45年)に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少などの影響により1986年(昭和61年)に再び減少に転じ、2015年(平成27年)には約72万8千人となっています。

本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然 減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として 多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、 経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成 13 年から 14 年連続で続いており、特に、 15~24 歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、更なる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略<平成29年度版>」を策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

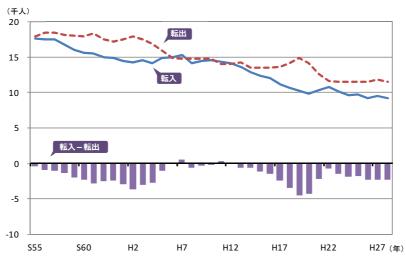


■自然増減と合計特殊出生率の推移



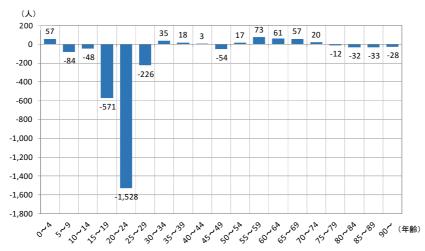
厚生労働省「住民基本台帳人口動態調査」

■社会増減の推移



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

■年齢階級別の社会増減の状況(2016 年(平成 28 年))



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2 子どもたちの知・徳・体について

(1) 知の分野について

①小・中学校の学力について

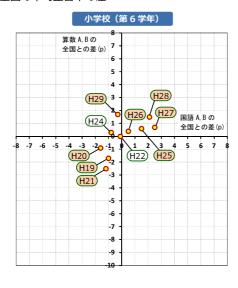
小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度からは改善傾向にあります。

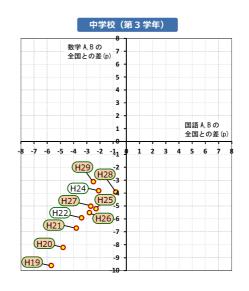
平成29年度調査結果において、算数・数学は小・中学校ともに過去最高となり、改善が進んでいます。一方、国語については小・中学校ともに前年度の結果を下回り、特に小学校は、知識や技能を問うA問題で大きく下回る結果となっています。

また、国語、算数・数学ともに、主に思考力・判断力・表現力を問うB問題に弱さが見られる点について、まだ十分な改善が見られない状況です。

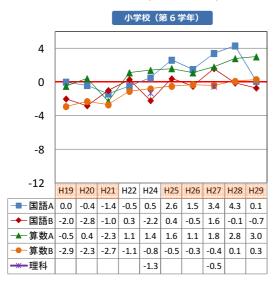
■全国学力・学習状況調査結果(H19~H29 年度)

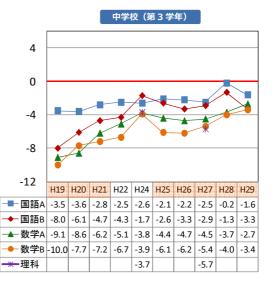
◇本県と全国の平均正答率の差





◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)





※平成22・24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施

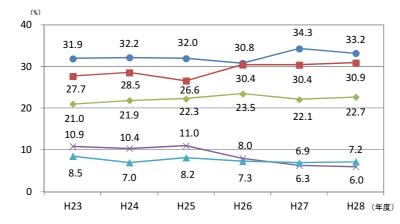
②高等学校の学力について

公立高等学校卒業者の進路の状況については、平成 28 年度の4年制大学進学の割合は前年から 0.5 ポイント上昇し 30.9%となっており、進路未定の割合は 6.0%と前年に比べ 0.3 ポイント減少しています。また、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、平成 24 年度以降は 60%を超えています。

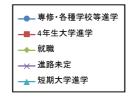
一方で、平成 29 年度に実施した学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く県立高等学校 30 校のものをみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合(以下「D 3 層の生徒の割合」という。)は、3 年生で 29.8%となっており、依然として厳しい状況が続いています。教科別にみると、特に数学は2年生2回目まではD 3 層の生徒の割合が減少していますが、数学 I の問題の割合が増える3年生1回目の検査で急増しており、数学 I の学習内容が十分定着していない生徒が多いことがうかがえます。

また、家庭学習時間については、入学後1年間で急激に減少する傾向にあり、3年生の4月の段階で、約半数の生徒が「ほとんど学習しない」と回答しています。高等学校に入学することが目標となって、学ぶことの意義や将来の目標を持てていない生徒が多いことが、このような状況につながっているものと思われます。

■公立高等学校卒業者(全日・定時・通信制)の進路状況

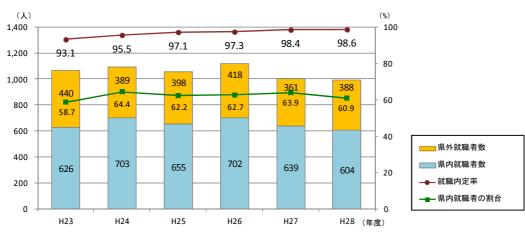


- ※就職については高知県就職対策連絡協議会調べ、進学については高知県進学協議会(H24まで)、高等学校課(H25以降)調べによる
- ※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合
- ※進路未定には、具体的な進学・就職先が未定 の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む



高知県就職対策連絡協議会、高知県進学協議会、県高等学校課調査

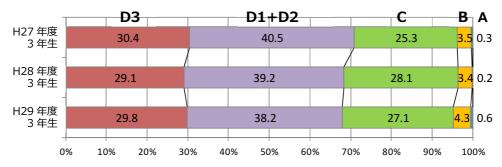
■公立高等学校卒業者(全日・定時制)の就職の状況



高知県就職対策連絡協議会、県高等学校課調査

■学力定着把握検査結果

◇3年生4月の調査結果

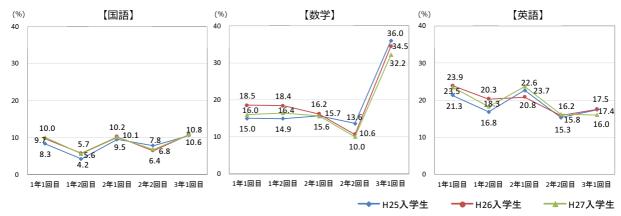


- ※数値は学力定着把握検査 I (30 校)の結果
- ※その他6校で学力定着把握検査Ⅱを実施
- ※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

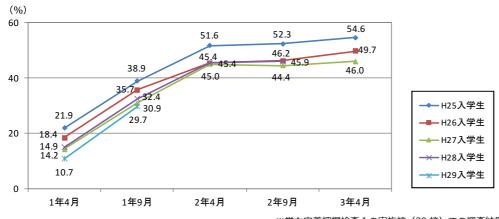
(なお、学力定着把握検査 I における学習到達ゾーンの最高値は A2 であり、A1~S1 は存在しない)

学習到達ゾーン		進路選択肢	
(GTZ)		進 学	就 職
sゾーン	S1~S3	難関大学合格レベル(最難関大はS1)	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
Aゾーン	A1~A3	国立大合格レベル	
вゾーン	B1	公立大学合格レベル(一般入試)	
		国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、 選択肢が広がるレベル	
Cゾーン	C1~C3	私大・短大・専門学校の一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
ロゾーン	D1	↑上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦労 ・する学生が多い	就職試験で必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をする上で支 障が出ることが多い
	D2		
	D3		筆記試験が課される企業では不合格になることが多い

◇教科別にみた D3 層の占める割合の推移



■家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合の推移



※学力定着把握検査 I の実施校(30 校)での調査結果

県高等学校課調査

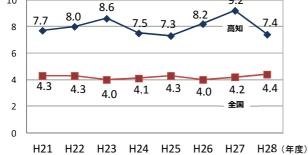
(2) 徳の分野について

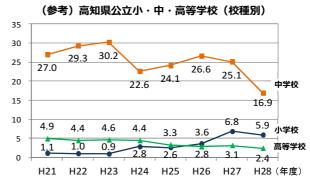
平成28年度の全国調査の結果をみると、暴力行為については一定改善がみられますが、小・中学校の不登校が増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いています。

不登校は、学年が上がるにつれて増加する状況が続いており、特に中学校1年生で急増する 傾向にあります。

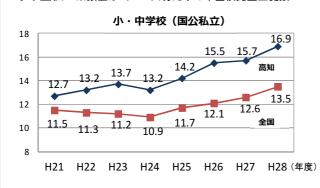
いじめの認知件数は、平成 24 年度に他県で発生したいじめ事件をきっかけに全国的に増加し、本県においても国からのいじめを積極的に認知するようにという指導やいじめの認知に対する教職員の重要性の認識の高まりなどから、平成 27 年度において大きく増加し、平成 28 年度もおおむねその状況が続いています。

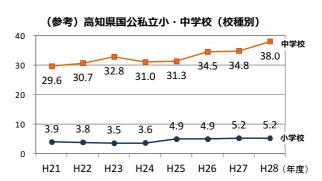
■児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(H21~28 年度) ◇暴力行為 ※数値は 1,000 人あたりの発生件数 (参考)高知県公立





◇不登校 ※数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数

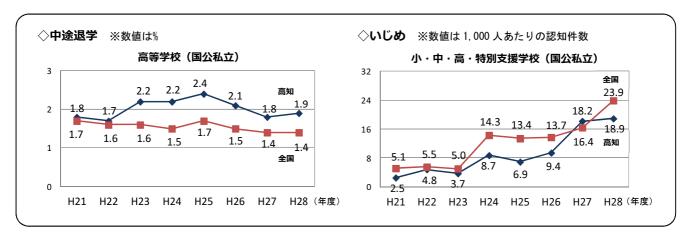








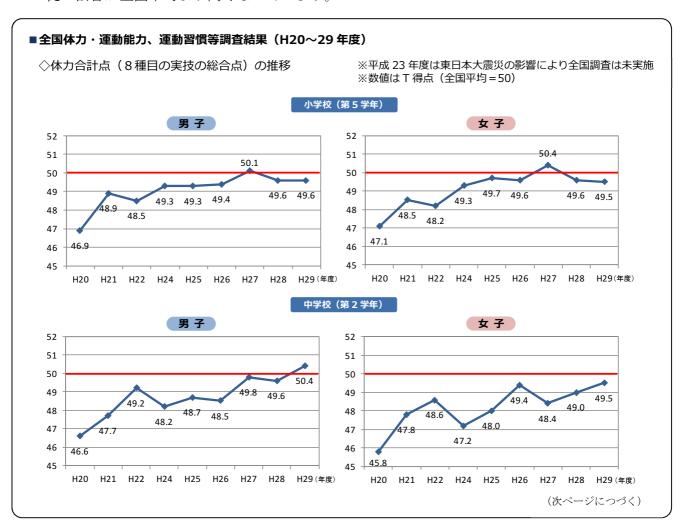
(次ページにつづく)

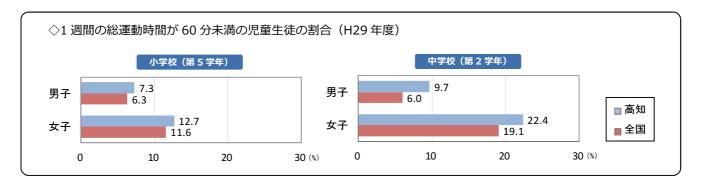


(3)体の分野について

小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は着実な改善傾向を示しており、小・中学校ともにほぼ全国水準に達しています。平成29年度の調査結果をみると、体力合計点において、中学校男子が初めて全国平均を上回るとともに、中学校女子が過去最高点になるなど、特に中学校において改善が進んでいます。

しかし、小・中学校ともに1週間の総運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、中学校では、1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合が全国平均より高くなっています。

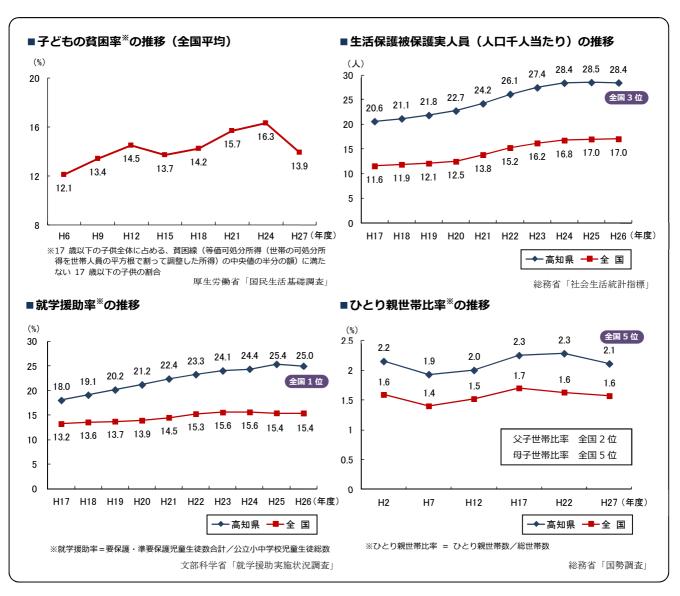




3 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の調査によれば、平成27年の日本の子どもの貧困率は13.9%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合は更に高いことが推測されます。(※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約4倍と厳しい状況にあります。)

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、 学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。



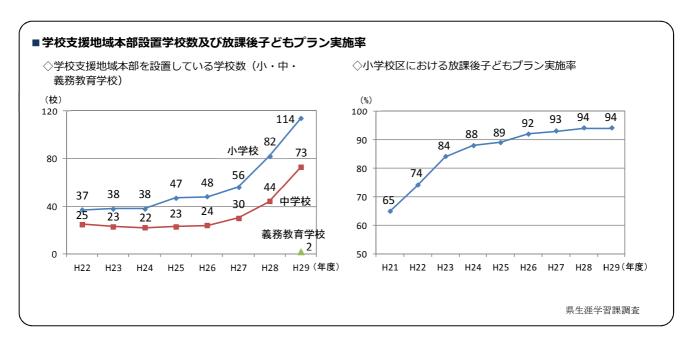
4 学校と地域との連携について

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、学校が抱える課題も多様化・複雑化しており、学校だけでは解決が困難な状況が出てきています。こうした状況の中では、学校と地域が連携して、社会全体で子どもたちを見守り育んでいくことが必要です。

このため、県ではこれまで学校と地域が一体となった教育支援の展開に向けて学校支援地域本部の立ち上げ支援や、放課後児童クラブ等の子どもたちの放課後における安全で安心な居場所づくりに取り組んできました。

平成29年度は、34市町村に202の学校等(うち小・中・義務教育学校189校、県立高等学校4校)を支援する120の地域本部が設置され、地域の方々の参画により、学習支援や登下校時の安全指導、環境整備等の教育支援が充実してきているとともに、6市町7モデル校において、地域と学校がパートナーとなって子どもたちの見守りや学習支援などを協働で行う高知県版地域学校協働本部へと発展させる取組が行われています。

また、平成 29 年度に小学校の 94%に設置された「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」などの安全・安心な居場所で、さまざまな体験・交流・学習活動が行われています。



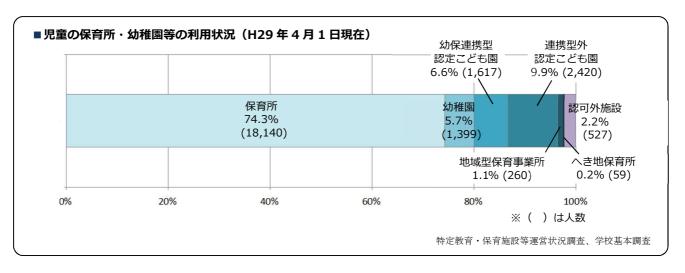
5 就学前の教育・保育について

本県の保育所・幼稚園等に入所・入園している乳幼児のうち、74.3%が保育所、5.7%が幼稚園、16.5%が認定こども園を利用しており、保育所の利用割合が高くなっています。

各園では、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた具体的な指導方法に基づく教育・ 保育が十分に実践されていない状況がみられます。

また、就学前と小学校の教育の違いが保育者や教員に十分に認識されておらず、このことが 小学校入学後に、集団行動ができない、授業中に座っていられないなどといった、いわゆる小 1プロブレムにもつながっていると考えられます。

さらに、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化が進んできたことで、 保育者には、より専門的な指導・支援方法の習得が求められるようになってきています。



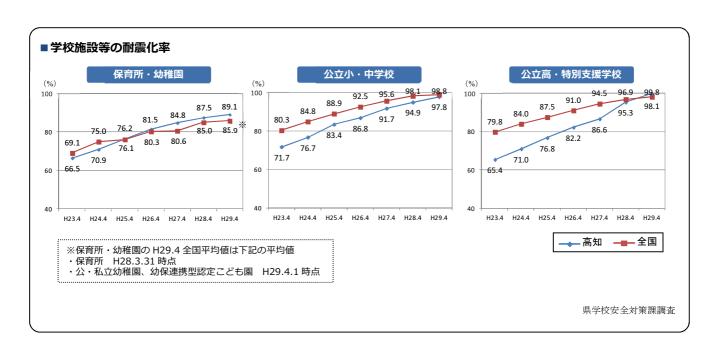
6 南海トラフ地震対策について

近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震に備えて、県では学校 施設等の耐震化などハード面の対策と、防災教育の充実などソフト面の対策を積極的に推進し てきました。

県立学校施設の構造体の耐震化については、学校再編に合わせて改修する1棟を除き、平成28年度に完了したところですが、引き続き県立学校では、地震発生時に倒壊する恐れのあるブロック塀等の改修や、地震その他の災害時に地域住民の避難所となる体育館の非構造部材の耐震対策に取り組んでいます。また、県の進めるこれらの対策の内容について市町村への情報提供を行い、市町村立学校でも必要な対策が講じられるよう働きかけていきます。

なお、構造体の平成 28 年度末での耐震化率は、市町村立学校が 97.8%、保育所・幼稚園が 89.1%となっています。

県が作成した「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施率は着実に向上し、平成 28 年度においては、県が独自に小・中学校で目標設定した年間 5 時間以上の防災の授業を全学年で実施している学校の割合は、小・中学校ともに 100.0%、高等学校で目標設定した年間 3 時間以上についても 100.0%となっています。



7 学校・教職員について

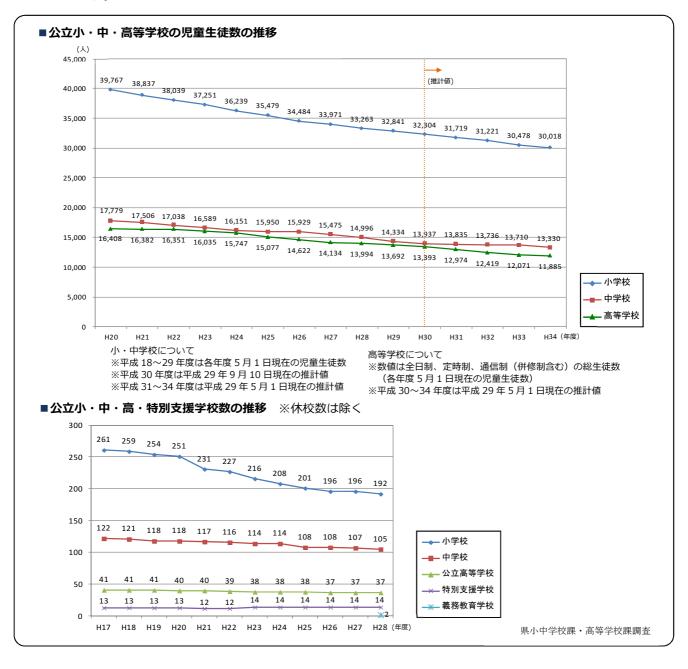
(1) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 20 年に 73,954 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、平成 29 年 5 月現在、60,867 人まで減少しています。 さらに平成 34 年には約 55,200 人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校の数は、平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間で 73 校減少しています。

県立学校については、平成26年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合した須崎総合高等学校、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中学校・高等学校の開校に向けて取組を進めています。

児童生徒数が更に減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

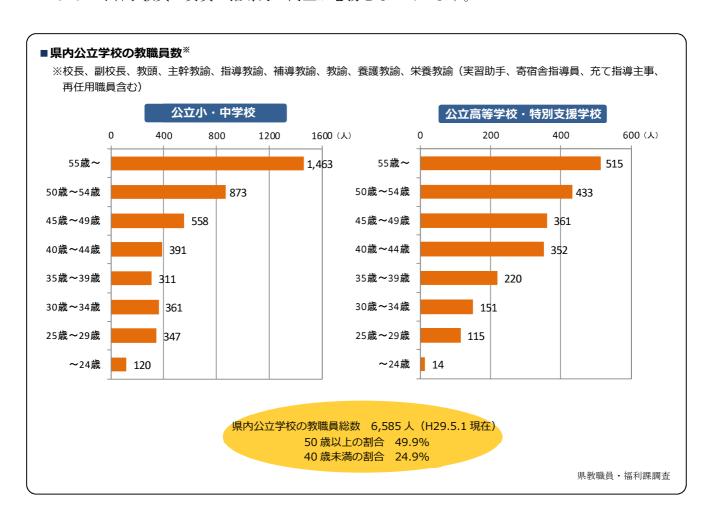


(2) 教職員の大量退職・大量採用について

平成29年5月現在、県内の公立学校の教職員数は6,585人となっており、そのうち、50歳以上の占める割合は約50%で、40歳未満は約25%という偏った年齢構成になっています。

小・中学校は平成27年度から退職者が大幅に増加し、平成29年度から平成36年度までは、 平成33年度をピークに毎年200人前後が退職する見込みとなっています。また、高等学校・ 特別支援学校においては、平成33年度から平成37年度までの間は毎年100人前後が退職する 見込みです。

このように、本県は教職員の大量退職・大量採用時代を迎えており、大量採用によって急増していく若手教員の資質・指導力の向上が急務となっています。



8 生涯学習について

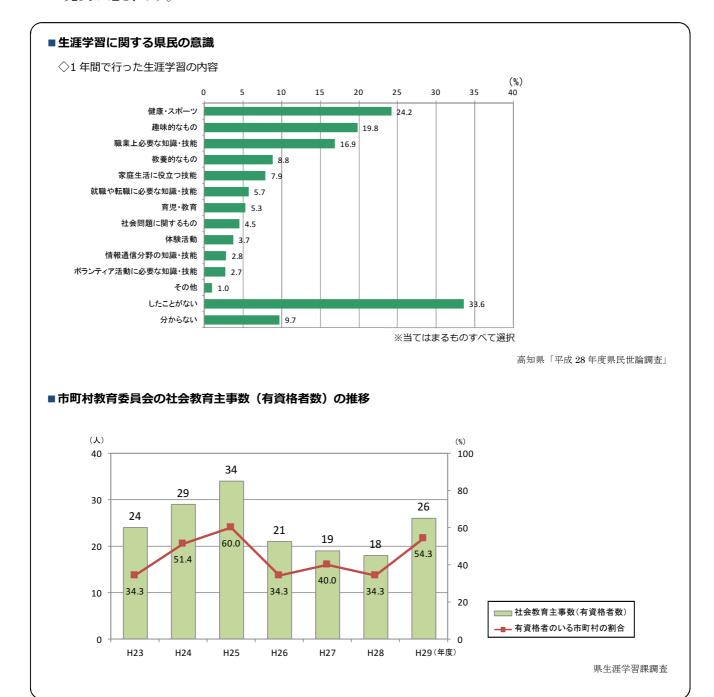
本県の生涯学習の状況について、平成 28 年度高知県県民世論調査の回答結果をみると、最近1年間で行った生涯学習の内容について、「健康・スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など)」が最も多く(24.2%)、「趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など)」(19.8%)、「職業上必要な知識・技能(仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など)」が 16.9%と続いていますが、「生涯学習をしたことがない」が 33.6%と多くの割合を占めています。

生涯学習の振興を図るためには、それぞれの市町村、地域の団体、生涯学習機関等が活性化

第2章 高知県の教育等の現状と課題

し、県民に充実した学びの機会を提供していくことが求められます。

しかし、少子化や高齢化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤が弱ってきており、社会教育の推進を中心的に担う社会教育主事や公民館主事の数の充実が必要です。



<参考:国の教育改革の動き>

国においては、日本の教育が直面するさまざまな課題に対処するとともに、これからの社会の変化を見据えた新たな教育を構築するために、平成25年1月に設置した教育再生実行会議からの九次にわたる提言等を踏まえ、教育改革の取組を推進しています。

(主な教育改革の取組)

○道徳の教科化

平成27年3月に道徳に係る学習指導要領が一部改訂され、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、「考え、議論する」道徳科への質的転換を目指した「特別の教科道徳」(道徳科)が実施されることとなっています。

○いじめ防止対策の推進

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成25年10月には「いじめの 防止等のための基本的な方針」が策定されました。

法施行後もいじめが関係しているとみられる子供の自殺が起きており、引き続き各学校 現場の意識改革、取組の徹底が課題とされています。

国は、いじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、いじめの認知件数は増加しています(平成27年度225,132件、前年度より37,060件増加)。今後も積極的な認知を更に進め、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、取組状況の把握、検証を進めることとしています。

○教育委員会制度改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携強化を図るとともに、 地方教育行政における責任の明確化等の見直しを図る観点から、「地方教育行政の組織及 び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月に施行されました。

教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置により、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。また、全ての地方公共団体に、首長が主宰し、首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

○高大接続改革

平成27年1月に「高大接続改革実行プラン」が策定され、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するための大学入学者選抜の見直しなど、知識の暗記・再生に偏りがちで、「真の学力」が十分に育成・評価されていない傾向にある現状の高校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革に向けた体系的かつ集中的な取組を進めていくこととしています。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

○小中一貫教育の制度化

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する改正 学校教育法が平成28年4月から施行されました。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りを「 $4\cdot 3\cdot 2$ 」「 $5\cdot 4$ 」など、柔軟に変更できることとなります。従来の「 $6\cdot 3$ 」制は、中学校に進学した際にいじめや不登校が増加する「中1ギャップ」や、子供の発達の早期化で、現状の学年の区切りでは対応できていない点などが課題に挙げられていました。

これらの課題解決や、学力の向上などのために、一部の自治体が既に小中一貫教育を実施しており、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

○次期学習指導要領の告示

次期学習指導要領が告示され、幼稚園教育要領は平成30年度から、小学校学習指導要領は平成32年度から、中学校学習指導要領は平成33年度から全面実施されます。

次期学習指導要領においては、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視され、各教科等における教育内容の改善が図られているほか、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。